

資料3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	達成期間	該当水域
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下	直ちに達成され、 維持されるように 努めるものとする。	全 公 共 用 水 域
全 シ ア ン	検出されないこと。		
鉛	0.01 mg/L 以下		
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下		
砒 素	0.01 mg/L 以下		
総 水 銀	0.0005mg/L 以下		
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。		
P C B	検出されないこと。		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下		
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下		
1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下		
1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2- トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/L 以下		
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下		
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下		
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下		
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下		
セ レ ン	0.01 mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下		
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下		
ほ う 素	1 mg/L 以下		
1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			